

# -[ねらい] —

- I. 文書などの文字記録、遺物、図像などの歴史資料を活用し、資料から読み取った情報の意味や意義、特色などを考察し、課題を探求したり解決したりする技能を身につける。
- 2. 身近な歴史資料を通して琉球王 国の歴史がいかに日本史・世界史 などのグローバル・ヒストリーと 連動していたかについて学ぶ。



# 〔学習活動〕-

本教材では、琉球王国時代の外交文書集『歴代宝案』に記録された中国人漂着者の送還に関する文書を通して、 琉球と中国(清)との交流・外交の実例を学び、冊封・朝貢関係の下、互いに漂着者を救助し送還する体制があっ たことを確認する。

#### [授業のポイント]-

本漂着事件で死亡した王拱の墓は沖縄県那覇市泊外人墓地内に現存しており、那覇市の文化財に指定されています。また、「琉球交易港図屏風」(浦添市美術館所蔵)の一場面には、王拱以下兵士たちが収容された泊村の館(漂着者収容センター)の様子が描かれています。この屏風が描かれた正確な年代は不明ですが、異国人らしき人物達が収容されている様子が描かれた絵画資料としては唯一のもので、当時の状況を知る有益な材料といえます。これら文化財や絵画資料などの非文字資料を活用して、生徒に歴史資料を読み取ることの面白さを実感させる。

## [評価のポイント]-

下記の点が押さえられているかが評価のポイントとなります。

- ・琉球側の対応として、①宮古島の役人→②王府への報告→③泊の館への収容と保護→④送還使者を随行させ て帰国させた、この過程を読み取れたか。
- ・朝貢国琉球と、宗主国中国(清)との国際的関係性を理解できているか。

### -[よりくわしく]-

- ・沖縄県は琉球王国時代、近隣の中国や朝鮮、東南アジアなどの諸外国や地域との交流を通して独自の歴史・ 文化を築いていました。
- ・この文書の原文の書き出しは「琉球国中山王世曾孫尚、飄風の難人を解送し以て部文内の奉旨の事理に遵う事の為にす」、末尾は「右、福建等処承宣布政使司に咨す\*。康熙五十七年九月□日」とあり、琉球国中山王世曾孫尚(敬)が、中国(清)皇帝の諭旨を奉じた礼部の指示に従い、漂着者を送還することについて、中国側の対応窓口であった「福建等処承宣布政使司」(福建省の行政機関、長官は布政使)へ送った文書であることがわかります。
  - \*咨す・・・「咨文」(文書)を送ります、という意味。当時の中国における行政文書で「咨」は、文書を出す側、 受け取る側が同等であるときに使われる。従って 琉球国王と中国の福建等処承宣布政使司は同 等の相手、機関とみなされていたことが分かる。中国との事務的なやりとりは、ほとんどこの福 建等処承宣布政使司との間で行われた。なお、北京で朝貢国との外交事務を掌った礼部との間で も「咨文」が交わされた。